

「令和5年度自動車部品サプライヤー業態転換等支援事業」 支援対象事業者募集要項

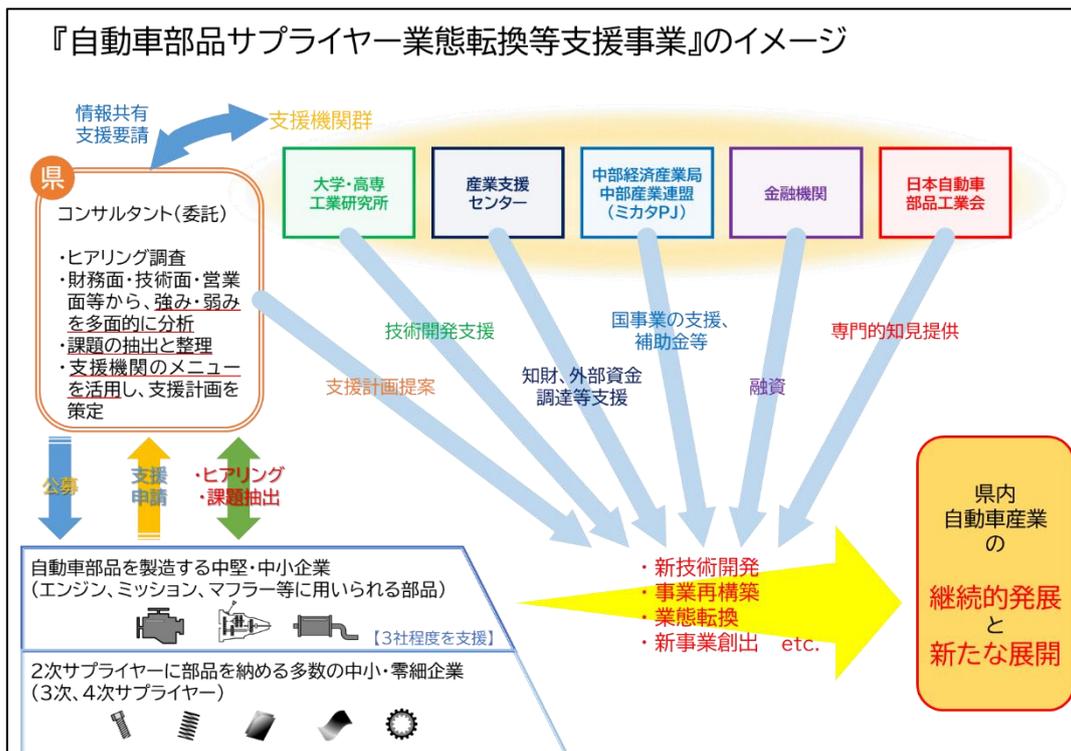
三重県では、カーボンニュートラルの実現及びEV化等の自動車産業の世界的な動きへの対応として、業態転換、事業再構築、新産業創出等を検討している内燃機関係の自動車部品サプライヤー企業の取組を支援します。

本要項は、支援の対象となる事業者を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものです。

1 事業概要

カーボンニュートラルに向けた世界的な動きの中で、国内自動車産業においても、EV化等の急速な進展が予想されます。それに伴い、従来の自動車部品、具体的には、エンジン・ミッション・排気系等の内燃機関係部品の需要減少や、逆に蓄電池・燃料電池・モーター等、新たな部品類の需要増加が見込まれています。特にEV化の影響を強く受ける三重県内自動車関連中小企業、すなわち、エンジン・ミッション・排気・燃料系部品等のサプライヤー企業においては、早期に業態転換、事業再構築、新産業創出に取り組むなど、事業継続・競争力強化に向け、状況の変化にいち早く対応していくことが求められます。

このため、本事業は、このようなサプライヤー企業の個々の現状やニーズを把握し、そのうえで、業界団体や、大学等研究開発機関、地域の産業支援機関、国の支援機関等（以下、支援機関等という）が有する種々の支援機能を的確に活用して、多角的な支援に繋げる（コンサルティング）ことにより、業態転換や事業再構築、新産業創出等を推進することを目的とします。



2 応募資格

三重県内に製造拠点を有し、以下のいずれかの内燃機関係製品を製造しているサプライヤー企業

- ・エンジン関係部品
- ・トランスミッション関係部品
- ・マフラー、燃料タンク関係部品
- ・その他内燃機関係部品

3 応募条件

2の応募資格があり、以下の（1）から（6）について同意することを応募条件とします。

- （1）本事業の参加費用（委託先のコンサルティング事業者が直接行う支援）は無料とするが、支援機関等が実施する有償の支援メニューを利用する場合は、支援対象事業者自らが負担すること。また、自らの交通費等の一切の実費も、同様に自らが負担すること。
- （2）三重県HP等において本事業の支援対象事業者として企業名が公表されること。
- （3）本事業を推進するにあたり、三重県、委託先（コンサルティング事業者）及び支援機関等と相互に連携協力すること。
- （4）本事業において、三重県、委託先（コンサルティング事業者）及び支援機関等に提供された企業情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、三重県、委託先及び支援機関等が使用すること。
- （5）事業の成果等については、支援対象事業者の了承の下、モデル事例として公表される場合があること。
- （6）支援対象事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員でないこと、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていないこと、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、三重県は支援を中止すること。

4 選定事業者数

3者を予定

※支援の必要性、市場への影響度、モデル性・波及性、取り組みへの意欲・熱意を総合的に考慮して、書面審査により選定します。

5 募集期間

令和5年6月9日（金）から令和5年6月23日（金）まで

※6月末までに支援対象事業者を決定する予定です。

6 事業実施期間（予定）

支援対象事業者を決定した日から令和6年3月21日（木）まで

7 応募方法

応募資格及び応募条件を確認のうえ、「応募申請書」に必要事項を記入し、募集期間内に下記の提出先へ電子メール又は郵送により提出してください。

選定結果については、電子メールにて通知するとともに、三重県HPにて公表します。

<本事業についての応募及び問い合わせ先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課 成長産業推進班

電話 059-224-3113 メール shinsang@pref.mie.lg.jp

8 留意事項

本事業を行うにあたり、疑義や調整すべき事情が生じた場合等は、三重県と支援対象事業者が事前協議のうえ、事業を実施するものとします。